

答 申 第 1 5 0 号
令和元年10月18日

佐賀市長 秀 島 敏 行 様

佐賀市個人情報保護審査会
会 長 村 上 英 明



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号の規定に基づく諮問について（答申）

佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号の規定に基づき、令和元年10月10日付け佐市温病第59号により諮問がありました「富士大和温泉病院が管理する公用車へのドライブレコーダー設置に伴う、個人情報の本人以外からの収集について」については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めます。

ただし、個人の権利利益の保護を図るため、次の点に配慮した取り扱いとするよう求めます。

記

収集した個人情報の取扱いについては、条例の趣旨に則り、必要最小限の利用に限定するとともに、第三者情報に格別の配慮をするなど、慎重を期し、外部提供を行ったときは、本審査会へ必ず報告すること。